

平成 2 2 年

4 月彦根愛知犬上広域行政組合議会臨時会  
会 議 録

開会：平成 2 2 年 4 月 1 2 日

閉会：平成 2 2 年 4 月 1 2 日

会期：1 日

彦根愛知犬上広域行政組合議会

# 平成22年4月彦根愛知犬上広域行政組合議会臨時会会議録目次

平成22年4月12日（月）

◆議事日程	1
◆本日の会議に付した事件	1
◆会議に出席した議員	1
◆会議に欠席した議員	2
◆議場に出席した説明員	2
◆議事次第	
◇議席の指定	4
◇会議録署名議員の指名	4
◇会期の決定	5
◇選挙第1号上程	5
◇議案第8号上程	5
◇質疑	12
◇討論	21
◇採決	21
◇議案第9号上程	21
◇質疑	23
◇討論	23
◇採決	23

# 平成22年4月彦根愛知犬上広域行政組合議会臨時会会議録

平成22年4月12日（月）

## ◆ 議事日程

- 第1 議席の指定
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 会期の決定
- 第4 選挙第1号上程
- 第5 議案第8号上程
- 第6 議案第9号上程

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議席の指定
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 会期の決定
- 日程第4 選挙第1号  
副議長選挙について
- 日程第5 議案第8号  
平成22年度彦根愛知犬上広域行政組合一般会計補正予算（第1号）
- 日程第6 議案第9号  
専決処分につき承認を求めることについて（彦根愛知犬上広域行政組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について）

## ◆ 会議に出席した議員（18名）

- |     |       |    |     |        |    |
|-----|-------|----|-----|--------|----|
| 1番  | 木村 修  | 議員 | 2番  | 成宮 祐二  | 議員 |
| 3番  | 谷川 利治 | 議員 | 4番  | 北川 和利  | 議員 |
| 5番  | 赤井 康彦 | 議員 | 6番  | 西澤 伸明  | 議員 |
| 7番  | 北川 久二 | 議員 | 8番  | 今村 恵美子 | 議員 |
| 9番  | 小川喜三郎 | 議員 | 10番 | 渡辺 史郎  | 議員 |
| 11番 | 徳永ひで子 | 議員 | 12番 | 大橋 和夫  | 議員 |

1 3 番	西川 正義	議員	1 4 番	馬場 和子	議員
1 5 番	夏川嘉一郎	議員	1 6 番	松本 忠男	議員
1 7 番	辰己 保	議員	1 9 番	伊谷 正昭	議員

◆会議に欠席した議員（1名）

1 8 番 西澤 久仁雄 議員

◆会議に出席した事務局職員

事務局長	大塚 敬一	書記	小椋 恭子
書記	高橋 大		

◆議場に出席した説明員

管理者	獅山 向洋	副管理者	村西 俊雄
副管理者	北川 豊昭	副管理者	久保 久良
副管理者	松田 一義	会計管理者	山田 茂生
総務課長	馬場 敬人	建設推進室長	宮本 守
紫雲苑場長	堀田 正明	投棄場場長	藤田 要一

◆議場に欠席した説明員（1名）

副管理者 伊藤 定勉

◆議事内容

平成22年4月臨時会

午前9時28分

【開会】

議長 皆さん、おはようございます。定刻にちょっと時間はありますが、皆さんお揃いですのでただ今から開催いたします。

議会臨時会の開会前に、全員協議会を行います。

このたび、組合規約の一部改正に伴いまして、彦根市および愛荘町から、当組合議員の増員の選出があり、また、改選によりまして、当組合議員の異動がありましたので、事務局から報告させます。

事務局長 失礼いたします。事務局長の大塚でございます。それでは、報告をさせていただきます。このたび、組合規約の一部改正に伴いまして、当組合議会議員について、彦根市から3名の増員選出を、また、愛荘町から

3名の新規選出をいただきました。また、多賀町議会の役員改選によりまして、多賀から新たに2名の方を選出いただき、組合規約第5条第4項の規定に基づき、報告がございましたので、議員のご紹介を申し上げます。

彦根市選出議員、馬場和子さん、夏川嘉一郎さん、松本忠男さんです。

愛荘町選出議員、辰巳保さん、西澤久仁雄さん、本日は欠席の届出が出ております。伊谷正昭さんです。

多賀町選出議員、谷川利治さん、北川久二さんです。

以上の8名の方が当組合の議員として就任されました。それでは、就任されました議員のごあいさつをお願いいたします。

馬場議員 このたび、新たに来させていただくことになりました彦根市議会の馬場和子です。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

夏川議員 同じく彦根市議会の夏川です。どうぞよろしくお願ひいたします。

松本議員 彦根市議会議員の松本です。どうぞよろしくお願ひいたします。

辰巳議員 愛荘町で議会改選によりまして、また新たに彦愛犬のごみ行政の事業に行政組合に愛荘町が参加するということによりまして、参加させていただくことになりました。どうぞよろしくお願ひいたします。

伊谷議員 おはようございます。愛荘町から選出されました伊谷です。どうかよろしくお願ひいたします。

谷川議員 多賀町議員の谷川です。多賀町議会の役職改選によりましてまいりました。どうぞよろしくお願ひいたします。

北川議員 多賀町議会より選出されました北川です。どうぞよろしくお願ひいたします。

議 長 ありがとうございます。

今回就任されました方々の仮議席につきましては、ただいま着席の議席といたします。

それでは、これもちまして、全員協議会を終わります。次に管理者よりごあいさつをお願いいたします。

管 理 者 皆さんおはようございます。それでは、組合議会4月臨時会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、皆様におかれましては、何かとご多用の中をご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

とりわけ、議員各位におかれましては、平素から当組合の管理運営に格別のご支援とご理解を賜っておりまして、厚く御礼を申し上げます。

最初に、理事者側の報告事項でございますが、当組合理約が一部改正されまして、3月1日から愛荘町にご加入いただきましたことから、組合理約第8条の規定によりまして、当組合の副管理者に、愛荘町の村西町長にご就任いただくこととなりましたので、ご報告をさせていただきます。どうかよろしくお願ひ申し上げます。

さて、本日の臨時会は、彦根愛知犬上広域行政組合となりまして、初めて開催させていただき議会でございます。

規約の一部改正に基づきまして、愛荘町におかれましては新たに、および彦根市におきましては増員でございますけれども、それぞれ議員を選出いただきましたことから、平成22年度の当組合予算につきまして、これは既に彦根犬上広域行政組合においては2月に審議したところでございますが、改めまして補正予算として再度のご審議をお願いするものでございます。また、労働基準法の一部改正等により、施行期日の関係で、専決処分させていただきました案件につきまして、議会の承認をお願いするものでございます。どうか、ご審議をよろしくお願ひ申し上げます。

以上、甚だ簡単ではございますが、開会にあたりましてのごあいさつとさせていただきます。

よろしくお願ひ申し上げます。

議 長 村西副管理者。

村西副管理者 ただ今、管理者の方からご案内ございましたとおり、この議会に初めて参加させていただきました。副管理者といたしまして、今後ともよろしくお願ひ申し上げます。

#### 午前9時35分 開会

議 長 ありがとうございます。ただいまから、平成22年4月彦根愛知犬上広域行政組合議会臨時会を開会します。ただいまの出席議員は18名で、会議開会定足数に達しております。よって、平成22年4月臨時会は成立をいたしました。直ちに本日の会議を開きます。

#### 【議席の指定】

議 長 日程第1、新たに就任いただきました議員の議席の指定を行います。議席はただ今ご着席の議席といたします。

#### 【会議録署名議員の指名】

議 長 日程第2、本日の会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員に、12番 大橋和夫さん、13番 西川正義さんを指名いたします。

【会期の決定】

議 長 日程第3、会期の決定を議題とします。お諮りいたします。今期臨時会の会期は本日1日間といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

—異議なしの声—

議 長 異議なしと認めます。よって、今期臨時会の会期は、本日1日間と決定いたしました。

【選挙第1号上程】

議 長 日程第4、副議長の選挙を行います。お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推薦にしたいと思えます。ご異議ありませんか。

—異議なしの声—

議 長 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推薦を行うことに決定しました。お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしりたいと思えます。ご異議ありませんか。

—異議なしの声—

議 長 異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定しました。副議長に谷川利治さんを指名いたします。

お諮りいたします。ただいま、議長が指名しました谷川利治さんを副議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

—異議なしの声—

議 長 異議なしと認めます。よって、谷川利治さんが、副議長に当選されました。当選されました谷川利治さんが議場におられますので、当選の告知をいたします。副議長谷川利治さんからごあいさつをお願いします。

谷川議員 ただいま、皆様方のご推挙によりまして、当組合の副議長に就任させていただくことになりました多賀町議会の谷川でございます。どうぞよろしく。多賀町議会の役職改選によりまして、当組合の議員として出させていただきまして副議長を授かりました。初めてこの組合にも出させていただいたので皆様方のご指導を受けまして副議長の職責を務めてまいりたいと思えます。どうぞよろしくお願ひいたします。

議 長 ありがとうございます。

【議案第8号上程】

議 長 日程第5、議案第8号「平成22年度彦根愛知犬上広域行政組合一般会計補正予算第1号」を議題といたします。提案者の説明を求めます。

管 理 者 それでは、議案第8号「平成22年度彦根愛知犬上広域行政組合一般会計補正予算第1号」の概要について、ご説明申し上げます。

先の組合議会2月定例会におきまして、平成22年度彦根愛知犬上広域行政組合一般会計予算につきまして、ご審議また、ご議決をいただきましたが、歳入の市町負担金に関しまして、愛荘町の組合議会議員の皆さんに審議いただけないことを考慮し、愛荘町の市町負担金を記載せず、暫定的に1市3町で負担するものとしておりました。このようなことから、今回、愛荘町にかかります市町負担金の補正を提案させていただくものでございます。

補正の内容につきましては、ただ今申し上げましたように、愛荘町を含めた1市4町に係る市町負担金の内訳（説明欄）の変更のみになるわけですが、組合格約の一部改正に伴いまして、今回、議員増員の選出をいただき、初めて当組合の予算をご審議いただく議員もおられますことから、一応、事務局の方から本予算の内容につきましても概略の説明を申し上げたいと思っております。それでは、事務局から説明させますので、よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

議 長 続いて、事務局からの詳細説明を求めます。総務課長。

総務課長 それでは、議案第8号「平成22年度一般会計補正予算第1号」の詳細につきまして、ご説明いたしますが、説明の前に、お時間をいただきまして、先の2月定例会で、今村議員から、組合一般会計予算にかかります質疑におきまして、総人件費のうち、彦根市からの派遣職員4人にかかる人件費の割合について、ご質問があり、改めて回答させていただくとしておりましたので、この点につきまして、ご説明させていただきます。

今回の補正予算書の最終ページ、12ページの「給与費明細書」をご覧ください。

総人件費としましては、「2 一般職」の総括として記載しております通り、正規の職員数は、14人で、給料53,505千円、職員手当40,355千円、共済費16,688千円、合計110,548千円でございますが、このうち、彦根市からの派遣職員は4人で、給料20,610千円、職員手当13,428千円、共済費6,450千円、合計40,488千円で、全体に占める人件費割合は36.6%でございますので、ご報告させていただきます。



それでは、改めまして、議案第8号「平成22年度一般会計補正予算第1号」につきまして、ご説明させていただきます。

1 ページにつきましては、提出議案第8号、補正予算の総括を記載したものでございます。

2 ページ「第1表 歳入歳出予算補正」をお開きください。

2 ページに歳入を、また3 ページに歳出を記載しておりますが、歳入および歳出の補正前の額（当初予算額）は、ともに483,555千円で、今回の補正額としては0円でございますので、総額に変更はございません。

4 ページ「歳入歳出補正予算事項別明細書」をお開きください。

「1 総括」につきましては、「款」別に総括しているものでございます。詳細の内訳につきまして、5 ページをお開きください。

「2 歳入」につきましては、第1款「分担金及び負担金」第1項「分担金」は、中山と日夏投棄場の処理場建設工事と中山投棄場浸出水処理対策工事に借り入れました起債の償還経費を、国勢調査の人口を基に、人口割80%、均等割20%の割合で、関係する構成団体にご負担いただくもので、227,548千円でございます。

第2項「負担金」は、組合の管理運営に係る経費を、構成団体にご負担いただくもので、226,101千円のご負担をお願いするものでございます。なお、各市町のご負担額の内訳につきまして、今回、補正をお願いするものでございまして、当初予算におきましては、暫定的に彦根市、豊郷町、甲良町、多賀町の1市3町で総額を按分させていただいておりましたので、今回の補正におきまして、総額に変更はありませんが、説明欄のとおり、負担内訳につきまして、愛荘町を含めた1市4町でご負担いただく額に修正しております。なお、彦根市におきましては152,106千円から148,150千円に、豊郷町におきましては23,873千円から23,218千円に、甲良町におきましては25,012千円から24,331千円に、多賀町におきましては25,110千円から24,429千円に減額の修正し、愛荘町におきましては新たに5,973千円のご負担をお願いするものでございます。この負担金の算出基礎につきましては、「斎場管理分」「投棄場管理分」および新たに「建設推進室分」の各事業費に、総務管理分を按分して上乘せした運営費について、国勢調査の人口を基に、人口割80%、均等割20%の割合で、関係する市町にご負担いただくものとしております。愛荘町にご負担いただきます分につきましては、新しいごみ処理施設の建設にかかる建設推進室の運営分でございます。

6 ページに移っていただきまして、第 2 款「使用料及び手数料」第 1 項「使用料」は、火葬場と投棄場の使用料を、過去の使用料実績に基づき算出し、「斎場使用料」は 23,000 千円、「投棄場使用料」は 4,800 千円でございます。

第 3 款「財産収入」第 1 項「財産運用収入」第 1 目「利子及び配当金」は、各基金の預金利息で 554 千円でございます。

第 4 款「繰入金」第 1 項「基金繰入金」は、退職手当基金繰入金 1 千円の在目措置のみでございます。

第 5 款「繰越金」第 1 項「繰越金」は、1,500 千円でございます。

7 ページに移っていただきまして、第 6 款「諸収入」第 1 項「預金利子」は、1 千円でございます。

第 2 項「雑入」は、紫雲苑での骨箱・骨袋の売却代金、自動販売機設置料などで、50 千円でございます。

以上が、歳入の内訳で、歳入合計は 483,555 千円でございます。

続いて、「3. 歳出」の内訳を、ご説明させていただきます。

第 1 款「議会費」第 1 項「議会費」第 9 節「旅費」は、議員の費用弁償で、190 千円でございます。

8 ページに移っていただきまして、第 2 款「衛生費」第 1 項「衛生管理費」第 1 目「一般管理費」は、プロパー職員、派遣職員、嘱託職員、臨時職員等の人件費、また、総務課にかかる経費でございまして、全体で 128,507 千円でございます。

内訳につきましては、第 1 節「報酬」は、監査委員、公平委員、情報公開審査会委員、個人情報保護審査会委員の委員報酬で、237 千円でございます。

第 2 節「給料」および第 3 節「職員手当」につきましては、プロパー職員 9 名と派遣職員 5 名にかかります給料および職員手当で、前年度より 4 名増員となっており、給料は 53,505 千円、職員手当は 40,355 千円でございます。

第 4 節「共済費」は、プロパー職員、派遣職員の共済組合負担金および嘱託職員と臨時職員の社会保険料等で、17,933 千円でございます。

第 5 節「災害補償費」は、休業補償等のための在目措置で、1 千円でございます。

第 7 節「賃金」は、嘱託職員 1 名および紫雲苑 2 名・投棄場 1 名の 3 名の臨時職員分で、8,758 千円でございます。

第 9 節「旅費」は、普通旅費で、30 千円でございます。

第 10 節「交際費」は、管理者交際費で、20 千円でございます。

第 11 節「需用費」は、総務課で使用します、事務用品等の消耗品費、公用車の燃料費、来客用茶葉代の食糧費、印刷にかかる印刷製本費、機器等の修繕の修繕料で、合せて 749 千円でございます。

第 12 節「役務費」は、電話、郵便切手、派遣市町の庁内 LAN 使用料の通信運搬費、公用車の車検の手数料、公用車の保険料で、600 千円でございます。

第 13 節「委託料」は、職員の健康診断委託料および組合ホームページの作成委託料で、1,006 千円でございます。

第 14 節「使用料及び賃借料」は、事務機器のリース料および事務所（豊栄のさと）使用料、ホームページサーバー使用料で、1,320 千円でございます。

第 18 節「備品購入費」は、テレビデジタルチューナーの購入で、16 千円でございます。

第 19 節「負担金補助及び交付金」は、組合職員互助会補助金、新規採用職員等研修負担金、社会保険協会費、市派遣職員退職手当積立金負担金で、3,966 千円でございます。

第 22 節「補償、補填及び賠償金」は、事故賠償金等のための在目措置で、1 千円でございます。

第 27 節「公課費」は、公用車の重量税・印紙代で、10 千円でございます。

続いて、9 ページに移っていただきまして、第 2 目「財政調整基金」および第 3 目「投棄場重機・施設整備基金」および第 4 目「斎場施設整備基金」につきましては、それぞれ基金の利息を積み立てるもので、財政調整基金 31 千円、投棄場重機・施設整備基金 175 千円、斎場施設整備基金 163 千円でございます。

第 5 目「退職手当基金」につきましては、基金利息分および職員の基本給に 1,000 分の 160 を乗じた積立額を積み立てるもので、4,949 千円でございます。

以上が、第 1 項「衛生管理費」で、合計といたしまして 133,825 千円でございます。

続いて、第 2 項「保健衛生費」第 1 目「斎場管理費」は、火葬場の維持管理に要する経費で、全体で 31,913 千円でございます。

内訳といたしましては、第 11 節「需用費」につきましては、火葬業務等に使用します消耗品費、火葬用灯油の燃料費、来客用茶葉の食糧費、印刷物にかかる印刷製本費、施設の電気、水道代の光熱水費、火葬炉設備等の定常的な修理に要する修繕料で、19,392 千円でございます。

第 12 節「役務費」につきましては、電話料、郵便切手代の通信運搬費、浄化槽法定点検の手数料、建物火災保険の保険料等で、264 千円でございます。

第 13 節「委託料」につきましては、施設の維持管理に必要となります委託業務を行うもので、電気・浄化槽・空調・消防等設備の保守点検委託、施設警備、樹木剪定、進入道路除草、残骨灰の処理委託などで、4,138 千円でございます。

第 14 節「使用料及び賃借料」は、事務機器のリース料、ガス警報機リース料、NHK受信料で、62 千円でございます。

第 15 節「工事請負費」は、紫雲苑館内の空調設備の老朽化に伴い、機器が故障しましたことから、空調設備工事を予定しているもので、7,820 千円でございます。

第 18 節「備品購入費」は、定期清掃のための、ワックス清掃用湿式クリーナー、ワックス清掃用ポリシャの購入を行うもので、237 千円でございます。

以上が、第 2 項「保健衛生費」で、合計 31,913 千円でございます。

10 ページに移っていただきまして、第 3 項「清掃費」第 1 目「投棄場管理費」につきましては、中山投棄場と日夏投棄場の維持管理に要する経費で、全体で 88,443 千円でございます。

内訳につきましては、第 4 節「共済費」および第 7 節「賃金」は、投棄場の搬入物検査員等の臨時職員にかかるものでございまして、共済費は、労災保険料の 118 千円で、賃金は、9,044 千円でございます。

第 8 節「報償費」につきましては、投棄場建設時におけます地元との覚書によりまして、環境保全対策費、地元協力感謝金として支払うもので、2,850 千円でございます。

第 9 節「旅費」は、普通旅費、技術研修旅費で、24 千円でございます。

第 11 節「需用費」は、浸出水処理に使用いたします薬品や事務用品等の消耗品費、重機・ダンプの燃料費、来客用茶葉の食糧費、印刷物にかかる印刷製本費、施設の電気・水道代の光熱水費、浸出水処理設備の修理に要します修繕料で、合わせまして 31,827 千円でございます。

第 12 節「役務費」は、電話、郵便切手の通信運搬費、重機の法定点検の手数料、公用車・重機の保険料で、800 千円でございます。

第 13 節「委託料」につきましては、中山投棄場および日夏投機場の各施設の維持管理に必要となります委託業務を行うもので、浸出水処理施設の維持管理委託、水質検査委託、電気・浄化槽・空調・消防等設備の保守点検委託、植栽物維持管理委託などございまして、35,654 千円でございます。

第 14 節「使用料および賃借料」は、事務機器のリース料、残土置場借上料、浸出水処理施設監視システムリース料で、2,524 千円でございます。

第 15 節「工事請負費」は、遮水シート保護工事およびガス抜枠設置工事を予定しているもので、3,878 千円でございます。

第 16 節「原材料費」は、覆土用山土、碎石等を購入するため、1,537 千円でございます。

第 18 節「備品購入費」は、テレビデジタルチューナーの購入で、32 千円でございます。

第 19 節「負担金補助及び交付金」は、県廃棄物適正管理協議会費で、10 千円でございます。

第 27 節「公課費」は、公用車の重量税・印紙代で、145 千円でございます。

以上が、第 3 項「清掃費」第 1 目「投棄場管理費」で、合計で 88,443 千円でございます。

続きまして、11 ページに移っていただきまして、第 3 項「清掃費」第 2 目「塵芥焼却場費」でございますが、こちらは、新しいごみ処理施設の建設推進室にかかる経費で、全体で 636 千円でございます。

内訳といたしましては、第 9 節「旅費」は、普通旅費で、23 千円でございます。

第 11 節「需用費」は、建設推進室で使用いたします、事務用品等の消耗品費、公用車の燃料費、来客用茶葉代の食糧費で、192 千円でございます。

第 12 節「役務費」は、郵便切手代の通信運搬費、公用車の保険料で 15 千円でございます。

第 14 節「使用料及び賃借料」は、建設促進会議会場借上料と建設推進室の公用車のリース料で、186 千円でございます。

第 18 節「備品購入費」は、会議用テーブル、イスの購入で、220 千円でございます。

以上が、第 3 項「清掃費」第 2 目「塵芥焼却場費」で、合計 636 千円でございます。

第 3 項「清掃費」の合計としましては、「投棄場管理費」と「塵芥焼却場費」を合わせまして 89,079 千円でございます。

第 3 款「公債費」は、起債の償還に要する経費でございます。

第 1 目「元金」の償還額は、215,346 千円、第 2 目「利子」の償還額は、12,202 千円で、併せまして、227,548 千円でございます。

第 4 款「予備費」第 1 項「予備費」は、1,000 千円でございます。

以上が、歳出の内訳で、歳出合計は 483,555 千円でございます。

最終の 12 ページは、給与費明細書で、予算書の人件費にかかる明細書で、特別職および一般職の総括に関する事項のみを記載させていただいております。

以上、平成 22 年度彦根愛知犬上広域行政組合一般会計補正予算案でございます。ご審議につきまして、よろしくお願い申し上げます。

議長 これより、議案第 8 号に対する質疑を行います。質疑に対しまして議員数も増えましたので、議席番号を必ず言っていただきますようお願いいたします。質疑はありませんか。

今村議員 はい、8 番。

議長 8 番、今村議員。

今村議員 今、事務局の方から一般会計の補正予算第 1 号についての説明がありましたが、一応、事前に事前通告はさせていただいておりましたが、質疑の中で行っていただきたいという議長の判断で、質疑の中でさせていただきます。2 点、質疑をさせていただきますと思います。1 点目は先ほど事務局の方から、先の 2 月定例議会、あの時にこの新体制の中で、彦根市の派遣職員の人件費は総人件費の中のどの位の金額で割合を占めているのかという点については先ほど総務課長の方から説明いただきましたが、その金額は約 4,000 万でこの職員 14 名のうちの彦根の派遣職員が 4 名であと一人愛荘町の方からも派遣されておると聞いておりますが、14 人中の 4 名というのが約 4 割というかなりの額を彦根市の職員の人件費が占めているというのが、先ほどの説明でわかってきた部分ですが、この問題は前の議会でも申し上げたんですが、この当組合では人件費を高額にしていけないためには、彦根市からの派遣に関しても、今までは

嘱託職員で対応されたりとかしてましたが、今回の場合は、現職の職員さんが4名派遣されてきて、投棄場の場長さんは退職されて嘱託と聞いていますが、その人件費が非常に私はやっぱり見直しをするべきだと思います。彦根市の職員の給料が高すぎると思うんです。それと、この5ページにあります歳入のところの先ほど説明がありました負担金。この運営負担金ですね、この負担金の負担割合というのが、均等割20%、人口割が80%というかたちで、火葬業務、不燃業務、こういった業務にかかるこういった経費についての負担金が1市3町に、今回は推進室が入ってますから1市4町ですが、これは、私も自分で一人頭どの位になるのかなという試算をしたんです。一番人口の多い彦根市さん、109,777人で割りましたら彦根市民一人あたりはこの運営負担金は1,327円だったんです。ところが、一番人口の少ない豊郷町は、7,418人の町民一人あたりでは3,153円なんです。実に2.4倍も彦根市民よりも高い住民一人あたりの負担金が課せられているんですね。そう思いましたら私はこの運営負担金というのはいくらでもね、1市3町で公平な負担にするべきだと思うんです。均等割20%というのは人口の大きい自治体にとっては限りなく負担金を減らせるメリットがありますが、人口の少ない自治体にとっては限りなく負担金が増えていくという、こういう非常にこのしくみは止めるべきだと思うんです。先ほど彦根市の派遣職員が4,000万の人件費だと聞きましたが、事業経費としては1億円しかこの事業経費として出してないのと一緒ではないですか。こんなやり方をされるとやはりこれは一部事務組合ですから、1市4町がお互いの共同事業として、公平対等に事業をしていくという立場が非常に揺らいでくると思います。議会構成も一緒ですが、そういった問題があると思いますが、その点の改善は今後検討されるのかどうか、それが1点目、2点目はですね、今回いよいよこの建設推進室分ということで広域のごみ処分場建設推進室が立ち上がりました。この問題は今までは、湖東地域一般廃棄物処理広域化促進協議会、この中で計画が練られてまいりました。その具体化してきて、この一部事務組合に今回、拡大されてきております。その促進協は今後もずっと続けられるという形になっております。その促進協の中で、このごみ施設の建設についての共同処理の分担割合、また、ごみ処理、ごみ減量化やリサイクルにかかる基本事項そして施設整備計画、また、過渡期のごみ処理対策、収集運搬の方法、建設費用の負担割合、こういったことが促進協で一応基本計画で出ていておまして、それを

この一部事務組合のこの議会の中でそれにそつての議決等がされていくわけです。それに当たりまして、私はこの促進協の施設整備基本構想というのを見させていただきましたが、非常に高額な100億円近くかかる、それも、この時代に日動で150t、24時間連続稼働で燃焼させて、燃料を使ってそうやっていくような計画になっておりますが、この問題で建設にあたって私は、当議会に対してちゃんとした説明をいただかなくてはならないと思っています。今後やはり今の環境問題も含めて、本来は焼却を減らして行かなければならないんです。そういった中で、減量の方向でどういう施設を考えていくのか、どういう方向で考えていこうとしているのか、また、それからコストの問題ですね、国がいうこういう最新鋭の処理施設が必ずランニングコストが高くつくんです。高機能の施設を作れば維持管理費が高い、修繕費が高い、建設費も高い。こういった問題がリバースセンターでももう既に証明されております。こういった事を考えて、今各地方自治体、みんな財政をどうするかと住民の為に健全に取り組んでいます。一部事務組合でも当然やらなきゃならないことだと思うんです。こういった建設構想とかランニングコストを下げていく、そういった方策を基本としてどう考えておられるのか、また、環境にやさしい施設をどう作っていくのか、また安全性の問題、東京の23区に作られているガス化溶融炉のごみ処理施設の周辺ではダイオキシンは出なくても発がん率が高いとか、気管ぜんそくが率が高いということ。そういった問題も含めて安全性をどう確保していくのか。こういった問題も含めてやはり今回は臨時会ということではありますが、理事者側のそういった事に対する配慮、心構えについては説明を私はいただきたいと思しますのでよろしくお願ひします。

議長 暫時休憩します。

《暫時休憩》10:10～10:13

議長 休憩前に引き続き会議いたします。松田副管理者。  
松田副管理者 一番はじめの人件費に係る部分での彦根市の負担金に対する質問でございますが、今日まで行政組合におきましては、臨時職員であったり、OB職員であったりとまた、各町からの派遣も色々お願いしてまいりましたが、なかなかこの組合自体が色々な問題を抱え、非常に重要であるというようなことから、現職の職員でないとなかなか対応が出来ないと



いうことであります。他町からの派遣も順次行っているわけですが、人件費等各町とも削減されている中で、彦根市の方でというご意見もございますので、我々も少ない職員の中から彦根市としてこの組合に派遣し、人事に精通している者とか、全体的に職員を考慮しながら、派遣をさせていただいております。なお、今回のこの建設に対しまして更に課題も多くなっておりますので、職員を派遣し、町からも派遣をいただきながら、組合の活動をしっかりしたものにしていくという気構えで対応しているところでございます。なお、負担金につきましては、各町での負担金条例に基づいて現在はさせていただいております。もし、何かを変えろというのであればその条例改正が必要かと思いますが、そういう必要性があれば対応していきたいと思いますが、現在のところその条例に基づいて負担金割合を行っておるわけでございますのでご理解をいただきたいと思っております。

議 長 管理者。

管 理 者 これからの広域行政組合、特にごみ処理施設の建設の方向性の問題でございますが、まあようやくこの広域行政組合が出来上がったばかりで設立したばかりでございまして、今後、今、申し上げられたような点もですね、十分念頭におきながら促進協議会、あるいは管理者としていろいろと検討してまいりたいと思っております。以上です。

今村議員 議長。

議 長 8番、今村議員。

今村議員 よろしいですか、議長。あの、負担金の問題なんですけれども、今彦根市の方からやはり仕事の精通したということで、来ていただいているようですが、当組合はこの運営負担金というのは、先ほど言われた条例に決められた負担割合で1市4町で拠出しているわけですよ。その中で、人件費というのはその拠出金の中で払っているんです。ですから、彦根市にしてみれば4名出向させれば彦根市の市の人件費は減るんですよ。広域分の負担金は経常経費に入ってきますから、市独自の人件費の経費は減る訳ですよ。彦根市にとったら経常経費が減るからメリットがあるんですよ。しかし、私が思うのはこの一部事務組合というのは共同運営ですからね。彦根市さんが人口が一番多くて、一番投棄場も使う、火葬場も使う、一番使用されているんです。使用されるのが一番多いところが負担が一番少なくて、使用されることによって修繕また、いろんな施設の更新やらありますよ。そういった経費も一番負担が少ないというの

は矛盾していると思うんですよ。やはり、施設を運営していくという同じ立場に立てば、この事業分は1市3町ですが、この管内の住民さんにとっては平等な負担割合が当たり前だと思います。それが基本だと思うんですが、そのことを条例でこうなっているからこういう負担でお願いしているんです、という形で言いきるのは理事者側としても私はおかしいんじゃないかなと思います。管内の住民さんにとって同じサービスを受けられるように正していかなきゃならないと思いますが、そういうようにはお考えにならないんでしょうか。それから今、管理者の方からこれから検討していくというお話でしたが、この促進協議会も平成13年の時に立ちあがっておりますが、その事業計画でいくともう26年には広域ですべてのごみの処理、リサイクルをしていくという、そういう計画のもとに逆算をしていくと、今年22年で実施計画のいろいろな具体的な問題が出てくるわけですよ。基本設計等の関係とか。それから、候補地がまだ決まっておられませんから、環境アセス問題、都市計画決定手続き、いろんな事があって、だいたい国が言っているのは3年間でこの工事で4年には稼働できるということで逆算すると、26年に実施していくとすると、23年からは事業が入ってくるという話じゃないですか。今年度に具体的などういう施設を作るのかとか、負担金割合とか、場所をどう決めるのか、そういったことが出てくるのが明らかにわかっていることで、当組合がそれを議決していく議会なんですから、もっと、ちゃんと資料も出して、説明もされて、この促進協には3つの基本計画案がありましたけれども、全部その100億円規模でその負担が全部1市4町にかぶさっていくわけですよ負担金で。こんなこと認めたら、住民負担が、明らかに目に見えてる問題について、ちゃんとした情報公開をしていただかなかつたら議会はただ議決したらいいんじゃないやありませんので、住民の付託に応えなきゃいけないという使命がありますので、そういった点で臨時会を開くなりいろんなことで説明する機会をちゃんと持っていただきたいと思いますが、今年度の組合の建設推進室は何をされるのかについては説明をお願いしたいと思います。

松田副管理者 議長。

議長 松田副管理者。

松田副管理者 今、彦根市の人件費が助かるというのはおかしいですが、そういうご発言でございしますが、彦根市も限られた職員数の中でここに派遣をさせていただいているということは充分ご理解いただきたいと思います。そ

の派遣職員の割合数を変えろというのであれば彦根市としては考えさせていただけますが、この組合をしっかりとやって行きたいという意味での各町からのご要望もありまして対応しているということでございます。現行の考え方で今は思っておりますけれども、もし、お話があるのであれば今後議論をされたらいいかと思っておりますけれども、現行の体制を考えております。

管 理 者     あの、今色々とおっしゃいましたけれど、現在ですね、この会議は臨時会でございます、議会のルールというのも考えていただけないかなと。今の内容では質疑にあたらぬと私は思っております。現状を申し上げますと、ともかく、現在まだ候補地も決まっていない状況でですね、色々具体的に答えを申し上げることは無理だというふうに考えております。私共といたしましては、一刻も早く、候補地を選定して取りかかっていく、その為に今回建設推進室も設けておりますので、その点、ご理解いただきたいと思っております。

推進室というのはですね、今、先ほどから議員もおっしゃっておられるような、内容のことをですね、今後、順次やっていくということでございます。やはり候補地の選定というのはまず第一であろうと思っております。また、決まれば環境アセスメントをやらなきゃいけませんし、また、それと共に地元との協議、説明会、様々なことが出てくるわけでございます。そういうことをこの推進室がやっていくということでございます。

議 長       他に質疑はありませんか。

西澤議員    はい、6番。

議 長       6番、西澤議員。

西澤議員    二つ質問させていただきます。5ページの負担金の割合ですが、斎場の管理分と投棄場の管理分、そして、それが一括で、そして建設推進室分が新しく愛荘町が加わりました。そこで、斎場の管理分と投棄場の管理分の合計のそれぞれ市民、町民一人当たりの金額ですね。それから建設推進室分の愛荘町が加わった部分で、それぞれ市民、町民一人当たりはいくらになるか。試算されておられると思っておりますので、ご報告願いたいというのが一つ。

それから、2点目は先ほど今村議員の質問にも関連しますが、推進室が今回、立ち上がって管理者のあいさつの中にもありましたように、今回、愛荘町が加わって新しいごみ処理の事業の開始にあたる議会です。

これから、いよいよこの当議会が新しいごみ処理についての計画が上がっていく段階の審議を行っていく、そういう役割になっていきます。それにあって、私は、平成13年から始まりましたごみの一般廃棄物の広域化事業促進の協議会、これの経過ですね、そして、候補地とされてきた、いわゆる私共聞いていますのは、4つの内、一つが有力な候補地として石寺地先をあげられて、そこを建設予定として推進をされてきました。しかし、これは、平成13年から若干の報告はあったと思いますが、私たちは、事業の内容については一切の報告が無いまま、進みました。そして、議会ではボーリング調査の結果という文書だけ10数ページから20ページ近いものはいただきましたが、その経過、総括ですね、つまり、平成13年から進めてきて、そして、候補地を選定し、進めてきて、機種を選定等、それから、様々な事業計画もされていると思います。その総括文書が私共いただいておりません。で、新たにこの始まるこの議会に提出をして、そして論議の議題にする必要があると思います。と言いますのは、広域の議会というのは、もともと住民から離れたところでの論議がされがちであります。それぞれの町で設置された議会とは違う中身を持っていますし、広域の議会が単位の議会とは違う性質を持っている関係からごみというのは非常に住民の生活の重要な役割、また住民との深いつながりを持っている問題でありますし、町民、市民の関心の高いところですよ。そういう点でも、今後始まる新しいごみの計画がどういう形で進む、進む上で、過去平成13年からどういう論議をして、そして、石寺地先を候補地として調査して、しかし、最終的にはその方針も断念の結果が出たという、その進め方についての、また、事業内容についても総括文書を私は出すべきだというように思いますが。

議長

《暫時休憩》10:29～10:36

議長

お待たせしました。休憩前に引き続き会議を開きます。協議に入りますが、議長として議会の運営について、見解を言っておきます。先に今村議員の発言にもあった中に事前に通告をして、議長から質疑で行うというお話がありましたが、議員の皆さんもご存じのように、本日は臨時議会でございまして、議会の運営の基本としては、当然、この臨時議会に付議されている議案に対する質疑が基本であります。しかし、今回は、ご存知のように、8名の新しい議員さんが加わりましたことを踏まえま

して、そういう意味での補正予算であります。それに連動する問題として、ちょっと幅広く質疑というかたちでは受けさせてもらったところでもあります。ですから、管理者の方からも一般質問的なことにはちょっと答えられんというような話もございますし、さっきも言いましたように、議会の運営はさっき言いましたとおりが基本でありますからそのとおりであります。今回そういう意味での予算ということでの、補正予算でございますので、それに連動する問題は議長としては受けさせてもらったところでございます。西澤議員の質問につきましてもかなり一般質問的な問題となりますが、このごみ処理施設の建設についてはこれからの大きな問題ともなりますので、それはそれとして、質問というよりも問題点と受け止めております。そういう運営をさせていただいておりますので、今後発言いただく方もその点では、基本は一般質問にはあたらないような範囲での質疑とすることで今日の運営をしていきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

総務課長 議長。

議長 総務課長。

総務課長 さきほどの西澤議員のご質問でございますが、5ページの補正後の運営負担金につきましても、お答えさせていただきます。負担金の算定方法となります負担割合の均等割 20%、人口割 80%ということになっておりました。人口割の基礎となります人口は平成 17 年度の国勢調査人口、これが一番最新になります。彦根市が 109,777 人、愛荘町が 19,729 人、豊郷町が 7,418 人、甲良町が 8,102 人、多賀町が 8,145 人となっております。単純にこの人口で表にあります額を割り戻させていただきますと、斎場管理分で彦根市につきましても一人当たり約 400 円、豊郷町は 790 円、甲良町は 755 円、多賀町は 752 円、投棄場管理費分の彦根市につきましても一人当たり 716 円、豊郷町は 1,896 円、甲良町は 1,824 円、多賀町につきましても 1,824 円、建設推進室分につきましても、彦根市は 233 円、愛荘町は 303 円、豊郷町は 444 円、甲良町は 424 円、多賀町は 423 円となりますのでご理解をお願いします。

管理者 先ほどからのごみ処理施設の建設の計画ですが、これにつきましては、今後、この広域の議会において、きちっと説明をさせていただきたいと思っております。ただ、今回は臨時会でございますので、経過についてご説明するような議会ではないと私共は考えております。

西澤議員 6 番。

議 長 6 番、西澤議員。

西澤議員 当然の問題として、新しいごみ処理の推進計画、そして、それがもとの建設推進室が設置をされてこの予算のもとで、愛荘町が新しく加入したもとの稼働する、開始をする大事な議会です。そういう意味では、全くのゼロからの出発点ではないわけでしょう。平成 13 年から協議会形式で論議を重ねてきているわけです。ですから、私共も情報をしっかり共有するという意味で協議会での計画、論議の経過がわかる総括文を議会に提出して至極当然だというように思いますので、先ほどの質問をしたわけですね。で、必要に応じて、つまり質問あればご答弁いたしますというわけですね。各市町村の議会で対応もまた、行政の対応も違って、資料が出ているところもあれば、出てないところもある。そういった意味では統一的なこの広域の議会で論議をする上でベースが欲しいということですね。当然始まる議会ですからそれらの資料を用意されていてしかるべきではないのか、という立場で質問をいたしましたので、再度見解をお聞きしたいと思います。

議 長 管理者。

管 理 者 何回も申し上げております通り、やはり議会には議会のルールというものがございまして。そういう意味ですね、現在色々と質問されておりますが、特に今回は臨時議会でありますので、そういうものを提出すること自体、これは私はルールに反しているというふうに思うんですけども。ですから、答弁をするということにはできないと考えております。

西澤議員 議長。

議 長 6 番、西澤議員。

西澤議員 最後です。そうすれば、角度を変えて聞きますが、促進協議会の協議内容、決定内容、確認事項等をこの議会で引き継いでいく、また内容によっては審議にかけるわけでしょう。そういう点では過去の協議会の審議状況がまとまった文書というものはあるんでしょうか。ボーリング調査結果だけはいただいております。しかしそれ以外もらっていないです。その総括文書があるのか無いのかだけで結構です。

議 長 管理者。

管 理 者 その総括文書というのはどういうのかよくわかりませんが、ただ、各市あるいは町の議会でもご質問が出て、それに関して答弁している経過はあるわけですね。そういうふうですね、総括という言葉よりも、計画についてはそれなりに各議会でご説明申上げているというふうに私は考

えております。

議長 他に質疑はありませんか。

—なしの声—

議長 質疑なしと認めます。以上で議案第8号に対する質疑を終結いたします。これより、討論を行います。討論は、ありませんか。

—なしの声—

議長 討論なしと認めます。よって討論を終結いたします。これより、採決を行います。

議案第8号「平成22年度彦根愛知犬上広域行政組合一般会計補正予算第1号」について原案のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

—起立者 多数—

はい、ありがとうございます。起立多数であります。よって、議案第8号「平成22年度彦根愛知犬上広域行政組合一般会計補正予算第1号」は原案のとおり可決されました。

#### 【議案第9号上程】

議長 日程第6、議案第9号「専決処分につき承認を求めることについて」を議題といたします。提案者の説明を求めます。

管理者 議案第9号「専決処分につき承認を求めることについて」を、ご説明いたします。

「労働基準法の一部を改正する法律」および「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律」が4月1日から施行されましたこと、また、新しいごみ処理施設に係る「建設推進室」が設置され、彦根市から派遣により職員の人事配置がありましたことに伴いまして、「彦根愛知犬上広域行政組合職員の給与に関する条例」および「彦根愛知犬上広域行政組合職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例」の一部改正につきまして、特に緊急に処理する必要がございました。議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により、管理者において専決処分させていただきました。同条第3項の規定により、これを報告し、かつ議会の承認を求めるものでございます。

詳細につきましては、事務局から説明させますので、よろしく願いいたします。

議長 続いて事務局からの詳細説明を求めます。総務課長。

総務課長

それでは、議案第9号「専決処分につき承認を求めることについて」の詳細につきまして、ご説明いたします。

2枚目以降におきまして、ページを付番しております1ページから2ページに「専決第1号、彦根愛知犬上広域行政組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について」を、また、3ページから7ページに「条例改正概要書」を添付させていただいております。

専決第1号では、第1条で「彦根愛知犬上広域行政組合職員の給与に関する条例の一部改正」を、第2条で「彦根愛知犬上広域行政組合職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部改正」をするものとしており、これらの2つの条例改正を行ったものでございます。

それでは、まず、第1条の「彦根愛知犬上広域行政組合職員の給与に関する条例の一部改正」に関しまして、4ページの条例改正概要書をご覧ください。

第1点目としまして、「労働基準法の一部を改正する法律」および「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律」が4月1日から施行されましたことから、労働基準法の改正を踏まえるとともに、国家公務員との権衡を図るため、これらの法律で改正されます、月60時間を超える超過勤務に係る時間外勤務手当について、支給割合を100分の150に引き上げるとともに、また、月60時間を越える時間外勤務に係る時間外勤務手当の支給割合の割増し分の支給に代えて、正規の勤務時間においても勤務することを要しない日または時間を指定することができるよう、時間外勤務代休時間の制度を新設する改正を行ったものでございます。ただし、時間外勤務代休時間を取得した場合は、割増し分は不支給となるものでございます。

以上は、法律の改正に伴い、必要となる改正を行ったものでございます。

次に、第2点目としまして、6ページの条例改正概要書をご覧ください。

別表第2の給料表級別職務分類表につきまして、新しいごみ処理施設に係る「建設推進室」が設置され、彦根市からの派遣により職員の人事配置がありました。この人事異動により、派遣された職員の職務の格付けとなる「副参事」の職名を新たに設ける必要が生じたことから、別表第2の給料表級別職務分類表の6級の職務欄に「副参事」の職を設ける改正を行ったものでございます。



以上が、彦根愛知犬上広域行政組合職員の給与に関する条例の一部改正でございます。

次に、第2条の「彦根愛知犬上広域行政組合職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部改正」につきまして、7ページの条例改正概要書をご覧ください。

第1条の給与条例の改正と同様に、「労働基準法の一部を改正する法律」および「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律」の改正に伴い、時間外勤務代休時間の制度が新設されますことから、彦根愛知犬上広域行政組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例につきましても、一部改正が必要となります。ただし、この条例は、彦根市条例の例によるものとされておりますことから、当組合において条例内容の改正は行いませんが、彦根市において条例改正されましたので、彦根愛知犬上広域行政組合職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例におきましても、職員が、給与を受けながら、職員団体のためその業務を行い、または活動することができることを規定している場合の条項に、時間外勤務代休時間を追加したものでございます。

なお、この専決は、平成22年3月31日に公布し、平成22年4月1日から施行したものでございます。

以上でございます。承認につきまして、よろしくご審議いただきますよう、お願いいたします。

議長 これより、議案第9号に対する質疑を行います。質疑はありますか。

—なしの声—

議長 質疑なしと認めます。以上で議案第9号に対する質疑を終結いたします。これより、討論を行います。討論は、ありますか。

—なしの声—

議長 討論なしと認め、討論をこれで終結いたします。これより、採決を行います。

議案第9号「専決処分につき承認を求めることについて」を原案のとおり承認することに、賛成の諸君の起立を求めます。

—起立者 全員—

ご着席願います。ありがとうございます。起立全員であります。よって、議案第9号「専決処分につき承認を求めることについて」は原案のとおり承認されました。

以上をもちまして、今期臨時会に付議されました議案はすべて終了いたしました。これをもちまして平成 22 年 4 月 彦根愛知犬上広域行政組合議会臨時会を閉会いたします。本当に長い時間ご苦勞様でした。

午前 10 時 55 分 閉会